

保険始期日が2025年1月1日以降のお客様へ

# 自動車保険 改定のお知らせ

ソニー損保では自動車保険の改定を実施しております。このお知らせは、ソニー損保の自動車保険（総合自動車保険Type S）の改定概要を説明したものです。改定後の商品の内容は重要事項説明書等をご確認ください。

## ■商品の改定

### お車を買替えるための特約の改定と新設

自動車の平均車齢が長期化する等の社会情勢の変化を踏まえ、「新車買替特約」の改定と「車両全損時復旧費用特約」の新設を行います。

#### 新車買替特約の改定

保険期間の末日時点で初度登録（初度検査）から61ヵ月を超えるお車であっても、所定の条件（※）を満たす場合は「新車買替特約」をセットできるようになります。

【保険期間の末日時点での初度登録経過月数とセット可能な期間】



（※）保険始期日時点の車両保険金額が新価保険金額の50%以上であること。

#### 車両全損時復旧費用特約の新設

「新車買替特約」をセットできなくなったお車にも、新たなお車を購入するための費用等を補償するために、「車両全損時復旧費用特約」を新設します。

- ・車両保険の車両保険金額は時価を基準とした額で設定するため、経年にともない時価額が下がった際に十分な補償を得ることができなくなります。
- ・また、「新車買替特約」は時価額以上の保険金額の設定が可能ですが、経年によってセットできなくなる場合があります。そこで、「新車買替特約」をセットできなくなったお車にも、充実した補償を提供するため、本特約を新設します。

#### 補償の概要

契約車両が車両保険の支払対象となる事故（盗難され、発見されない場合を除きます。）により損傷を受け、修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合に、買替費用等の実費を復旧費用限度額を限度に補償します。

	復旧費用限度額
車両保険金額が100万円を超える場合	車両保険金額 + 100万円の額
車両保険金額が100万円以下の場合	車両保険金額の2倍の額

※「新車買替特約」をセット可能なお車や、保険始期日時点の車両保険金額が25万円未満のお車には本特約をセットできません。

## 故障補償特約(搬送時)の新設

車両保険で補償対象外としている、「故障」の修理費用を補償する特約を新設します。

### 補償の概要

契約車両が故障(※1)により走行不能(※2)となり、修理工場等ヘレッカー搬送された場合に、故障の修理費用の実費を10万円を限度に補償します。

(※1)偶然な外来の事故に直接起因しない契約車両の電氣的または機械的損害をいいます。

(※2)保険期間の開始後に次のいずれかに該当する状態をいいます。

- ①契約車両が自力で移動することができない状態
- ②契約車両が法令等により走行が禁じられる状態

※本特約は自動車メーカー等による故障をカバーする保証制度と重複が生じる可能性があります。

## 無過失事故に関する特約の新設

ドライバーに過失のない「もらい事故」または、ドライバーが運転に関与していない自動運転中の事故を等級がダウンしない「ノーカウント事故」として取扱う特約を新設します。この特約はすべての契約に自動セットされます。

### 【本特約の対象となる無過失事故】

- 契約車両の所有者および契約車両を使用または管理している方に過失がない、契約車両と相手自動車(※)との衝突・接触事故または契約車両の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により生じた他物との衝突・接触等の事故
- 自動運転中に生じた偶然な事故

(※)契約車両と所有者が異なる自動車であって、相手方のお車の登録番号等およびその運転者または所有者が確認できる自動車に限ります。

## ■保険料の改定

### 保険料の見直し

補償・割引の改定および物価上昇による修理費の上昇やコロナ禍からの社会経済活動の復調により事故が増加していることを踏まえ、保険料の見直しを行いました。

## 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラス数の拡大

型式別のリスク実態を、より適切に保険料に反映させるため、自家用軽四輪乗用車の料率クラスを細分化しました。

型式別料率クラスの種類	クラスの数	クラスの数
	改定前	改定後
対人賠償	1~3クラス	1~7クラス
対物賠償		
人身傷害・搭乗者傷害		
車両		

## ■その他の改定

項目	内容
① うっかりサポート (運転者範囲)の新設  うっかりサポート (車両入替)の改定	運転者の範囲変更や車両入替の手続きを失念したケースにおける補償の救済範囲を拡大します。例えば、これまでは上記のケースで事実発生日から31日以後に通知した場合は対人賠償・対物賠償が補償されませんでしたが、今後は対人賠償・対物賠償を補償できるようにします。
② 被害者救済費用特約 (心神喪失等)の新設	心神喪失等により自動車事故の加害運転者等に法律上の賠償責任がないと認められた場合でも、被害者への補償を可能とする特約を新設します。本特約はすべての契約に自動セットされます。
③ おりても傷害特約と おりても身の回り品特約の 単品販売	「おりても特約」としてセット販売している、「おりても傷害特約」と「おりても身の回り品特約」をそれぞれ単品でセットできるようにします。 ※「おりても傷害特約」をセットする場合には「人身傷害保険」のセットが必須です。 ※「おりても身の回り品特約」をセットする場合には、「車内身の回り品特約」が自動セットされます。